

官報

号外 昭和二十五年二月二十八日

○第七回 参議院會議録第二十号

昭和二十五年二月二十七日(月曜日)午前十一時四十二分開議

議事日程 第十八号

昭和二十五年二月二十七日午前十時開議

第一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
(委員長報告)

第二 郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)
(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る十五日議員から左の質問主意書を提出した。

供米状況に関する質問主意書(池田恒雄君提出)

去る十七日議長から内閣総理大臣及び運輸大臣宛左の決議を交付した。

外航船舶促進に関する決議

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

日本学術会議法の一部を改正する法律案

連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労働に服する者等に支給すべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に関する法律案

水先法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書を提出した。

運輸委員会請願審査報告書第一号

運輸委員会請願特別報告第一号

運輸委員会陳情審査報告書第一号

運輸委員会陳情特別報告第一号

簡易生命保険法の一部を改正する法律案可決報告書

郵便年金法の一部を改正する法律案可決報告書

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 境野 清雄君

通商産業委員 小畑 哲夫君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

人事委員 小畑 哲夫君

通商産業委員 境野 清雄君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

選挙法改正に関する特別委員 飯田精太郎君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

選挙法改正に関する特別委員 松井 道夫君

去る十八日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員栗山良夫君提出電力割当等に関する質問に対する答弁書

参議院議員川上嘉君提出医師所得の算出方法に関する質問に対する答弁書

参議院議員川上嘉君提出奄美大島学生生徒の日本本土留学に関する質問に対する答弁書

参議院議員市来乙彦君提出講和に関する質問に対する答弁書

参議院議員小林勝馬君提出国民金融公庫に関する質問に対する答弁書

同日人事委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 小串 清一君(小串清一君の補欠)

同 宇都宮 登君(寺尾博君の補欠)

同日内閣から左の報告書を受領した。

昭和二十三年第四、四半期の予算使用状況報告書

去る二十日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

日本国憲法第八條の規定による議決案 内閣委員会に付託

酒税法の一部を改正する法律案 大蔵委員会に付託

有価証券移転税法を廃止する法律案 大蔵委員会に付託

同日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。

榮養土法の一部を改正する法律案 性病予防法等の一部を改正する法律案

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

北海道産いらくさについての質問主意書(岡村文四郎君提出)

供米状況に関する質問主意書(池田恒雄君提出)

同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

(国税庁直税部長 兼主税局税制課長 原 純夫君)

(主税局調査課長 兼主税局税制課長 忠 佐市君)

同日内閣総理大臣から(国税庁直税部長 兼主税局税制課長) 大蔵事務官原純夫君外一名(前指議長承認の通り)を第七回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十一日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

法人税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

富給税法案

通行税法の一部を改正する法律案

肥料配給公団令の一部を改正する法律案 大蔵委員会に付託

肥料配給公団令の一部を改正する法律案 大蔵委員会に付託

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案 農林委員会に付託

同日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

昭和二十三年一般会計歳入歳出決算

昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和二十三年度特別会計歳入歳出決算

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員川上嘉君提出奄美大島と日本本土との交通、貿易、送金等に関する質問に対する答弁書

参議院議員梅津錦一君提出電力割当に関する質問に対する答弁書

参議院議員梅津錦一君提出米麦超過供出に対する課税並びに一般徴税に関する質問に対する答弁書

参議院議員小林勝馬君提出通行税に関する質問に対する答弁書

去る二十二日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを水産委員会に付託した。

漁業法の一部を改正する法律案(田淵光一君外二十名提出)

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

在外同胞引揚問題に関する特別委員 水久保基作君

同 草葉 隆國君

同 池田宇右衛門君

同 小畑 哲夫君

同 紅露 みつ君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

在外同胞引揚問題
に関する特別委員

北村 一男君

同 小林 英三君

同 城 義臣君

同 門屋 盛一君

同 大隈 信幸君

去る二十三日内閣から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国が有償で譲渡した物件が略奪品として没収された場合の措置に関する法律案
外務委員会に付託

学校教育法の一部を改正する法律案
文部委員会に付託

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
法務委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを通商産業委員会に付託した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、日用品検査所の支所設置に關し承認を求めるの件
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

家畜保健衛生所法案
農林委員会に付託

産業復興公団法の一部を改正する法律案
通商産業委員会に付託

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に關する法律案
失業保険特別会計法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に關する法律案
国民金融公庫法の一部を改正する法律案

公団等の予算及び決算の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案

昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に關する法律案

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に關する法律案

物資の割當に關する手数料等の徴收に關する法律を廃止する法律案

一般会計と国立病院特別会計との間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に關する法律案

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。

医療法の一部を改正する法律案
同日衆議院から本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

連合国軍の需要に應じ連合国軍のために労務に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に關する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

連合国軍の需要に應じ連合国軍のため

めに労務に服する者等に支拂うべき給料その他の給與の支拂事務の処理の特例に關する法律

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

在外同胞引揚問題
に関する特別委員

小杉 イ子君

同 阿竹齊次郎君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

在外同胞引揚問題
に関する特別委員

榊見 義男君
柏木 庫治君

去る二十四日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

商法の一部を改正する法律案
法務委員会に付託

米國對日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鐵道に對する交付金に關する法律案
大蔵委員会に付託

日本国有鐵道法の一部を改正する法律案
運輸委員会に付託

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員池田恒雄君提出供米状況に關する質問に對する答弁書

参議院議員岡村文四郎君提出北海道産いらくさについての質問に對する答弁書

一昨二十五日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案
(地方行政委員長提出)

電力割當等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年二月七日
栗山 良夫

参議院議長佐藤尚武殿

電力割當等に関する質問主意書
昨年十二月十三日実施の新電氣料金制度に關して次の各項に對する答弁を求める。

一、昭和二十四年度第四・四半期において、月別に予定と実績に分けて、次の各号の数字的な内容を伺いたい。

(イ) 標準電力量の地区別及び業種別(家庭、小口、大口別)の割當内訳

(ロ) 標準電力量中水力分と火力分(石炭の消費量併記のこと)の地区別内訳

二、旧電氣料金制度下、旧電力割當制度下にあつて、各業種別にその割當は、種々の理由により、その設備又は使用上のごころを加えた査定となつていたのが、今回の決定で一応ある一線に割當基準が整理せられた結果、急に標準電力量の割當が総必要量と甚だしい懸隔を生じたので、勢ひ標準値上率三二%からはずれて数倍の値上げ率となつてゐるものが多い。

殊に官庁、学校、公共団体などは予算の關係上、業務に支障をきたしてゐるが、如何に措置する積りであるか。

三、経済安定本部長官は、昭和二十四年十二月十七日参議院本會議に

において本員の質問に答えて、水力発電量が計画量より増減した場合でも原則として割當等は変更しないと言明されたが、目下、産業用電力の割當は、關係者の陳情に依つて割増せられつつある。このような余裕の枠はどこから出たのか。又は総枠の内での操作によつたのか、承りたい。

四、農業用料金の特殊扱いについては前項と同じく、通商産業大臣及び農林大臣より善処の言明があつたが、具体的にその実施の期日、内容を承りたい。

内閣参事第一八号
昭和二十五年二月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員栗山良夫君提出電力割當等に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員栗山良夫君提出電力割當等に関する質問に對する答弁書
一、昭和二十四年度第四・四半期における(イ)業種別、地域別の標準電力量の割當内訳及び(ロ)標準電力量に相當する水、火力発電量の内訳は別紙のとおりである。

二、学校、病院等で国又は公共団体等の経営してゐる公共施設のものに對しては實際に料金を適用する場合の緩和の方法について研究してゐるが、差当り二分については標準料金を適用する電力量を追加割當することとしたから一応救済し得ると考へる。將來の問題としては使用基準を改正すべく目下検

討中である。
三、原則として標準電力量の割増減をしないことは現在でも変りないが、昭和二十四年度第四・四

半期の計画においては、水力発電量の予想に多少の見込違いがあつたので二月分の供給力及び標準電力量を一部修正変更することとし

た。
四、農事用電力のうち灌漑排水等については、先般割当電力量によつて調整すると申したが、第四・四

半期においては計画量の枠内において全国で二、三九〇万千瓦ワツト時の調整のための保留を繰込んであり、この運用については灌漑排

水は優先的に取扱いより出先機関に指示してある。

昭和二十四年度第四・四半期需給計画(その一) (単位一、〇〇〇KWH石炭屯)

仙 台 東 京 名 古 屋 大 阪 本 州 中 央 部 小 計

一、供給力					
1 総計	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000
A 水力	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000
B 火力	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000
C 地帯間融通	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000
2 消費石炭量	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
二、割当量	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1 進駐軍	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
2 業務住宅用	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
3 小口産業用	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
4 特定大口産業用	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
5 大口産業用	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
三、保留電力	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
四、余剰電力	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
(その二)					

昭和二十四年度第四・四半期需給計画(その二) (単位一、〇〇〇KWH石炭屯)

仙 台 東 京 名 古 屋 大 阪 本 州 中 央 部 小 計

一、供給力					
1 総計	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000
A 水力	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000
B 火力	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000
C 地帯間融通	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000
2 消費石炭量	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
二、割当量	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1 進駐軍	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
2 業務住宅用	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
3 小口産業用	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
4 特定大口産業用	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
5 大口産業用	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
三、保留電力	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
四、余剰電力	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
(その二)					

一、供給力					
1 総計	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000
A 水力	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000
B 火力	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000
C 地帯間融通	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000
2 消費石炭量	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
二、割当量	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1 進駐軍	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
2 業務住宅用	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
3 小口産業用	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
4 特定大口産業用	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
5 大口産業用	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
三、保留電力	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
四、余剰電力	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
(その二)					

一、供給力					
1 総計	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000
A 水力	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000
B 火力	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000
C 地帯間融通	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000	4,968,000
2 消費石炭量	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
二、割当量	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1 進駐軍	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
2 業務住宅用	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
3 小口産業用	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
4 特定大口産業用	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
5 大口産業用	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
三、保留電力	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
四、余剰電力	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
(その二)					

四、余剰電力

(註) 1、供給力欄中上段は実績下段は計画

2、供給力欄中下段の数値は標準電力需要に対する計画発電量を、上段の数値は追加使用分を含む、総発電量の実績を示す。

(二月) (その一)

一、供給力		仙台	東京	名古屋	大阪	本州中央部
1 総計	力	六、一七〇	四、四〇〇	七、七六〇	一、七〇〇	一、二〇〇
A 水力	力	一、三〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
B 火力	力	四、八七〇	三、三〇〇	六、六六〇	六、九〇〇	一、一〇〇
C 地帯間融通	力					
2 消費石炭量	量					
二、割当	量					
1 進駐軍	量	六、一七〇	四、四〇〇	七、七六〇	一、七〇〇	一、二〇〇
2 業務住宅用	量	三、三〇〇	二、二〇〇	三、三〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
3 小口産業用	量	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
4 特定大口産業用	量	六、七〇〇	二、二〇〇	三、三〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
5 大口産業用	量	五、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
三、保留分	量					
余剰電力	量					

(その二)

一、供給力		広島	四国	福岡	札幌	全国
1 総計	力	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
A 水力	力	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
B 火力	力	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
C 地帯間融通	力					
2 消費石炭量	量					
二、割当	量					
1 進駐軍	量	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
2 業務住宅用	量	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
3 小口産業用	量	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
4 特定大口産業用	量	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
5 大口産業用	量	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
三、保留分	量					
余剰電力	量					

三、保留電力

(三月) (その一)

一、供給力		仙台	東京	名古屋	大阪	本州中央部
1 総計	力	六、一七〇	四、四〇〇	七、七六〇	一、七〇〇	一、二〇〇
A 水力	力	一、三〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
B 火力	力	四、八七〇	三、三〇〇	六、六六〇	六、九〇〇	一、一〇〇
C 地帯間融通	力					
2 消費石炭量	量					
二、割当	量					
1 進駐軍	量	六、一七〇	四、四〇〇	七、七六〇	一、七〇〇	一、二〇〇
2 業務住宅用	量	三、三〇〇	二、二〇〇	三、三〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
3 小口産業用	量	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
4 特定大口産業用	量	六、七〇〇	二、二〇〇	三、三〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
5 大口産業用	量	五、〇〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
三、保留分	量					
余剰電力	量					

(その二)

一、供給力		広島	四国	福岡	札幌	全国
1 総計	力	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
A 水力	力	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
B 火力	力	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
C 地帯間融通	力					
2 消費石炭量	量					
二、割当	量					
1 進駐軍	量	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
2 業務住宅用	量	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
3 小口産業用	量	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
4 特定大口産業用	量	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
5 大口産業用	量	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
三、保留分	量					
余剰電力	量					

医師所得の算出方法に関する質問
主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十五年二月八日

川上 嘉

参議院議長佐藤尚武殿

医師所得の算出方法に関する質問
主意書

医療に對する課税の適正化につ
いて、この二、三年来活潑な運動が継
続している。医師が医療を死守するた
めに心ならずも重税の負担を医療費
に転嫁せざるを得ないとなれば、一
般大衆は医療の恩恵より遠ざかるこ
となり、国民保健上誠に憂慮すべ
き問題であり、まさに憲法第二十五條
に保障されている生存権の侵害で
ある。特に、勤労大衆の保健医療とい
う大使命を負う社会保険の診療は、
その報酬の低額及び支拂の遅延等の
悪條件の下に医師の大きな犠牲に
よつて運営されているといふも過言
ではない。

依つて、医療の公共的特殊性及び
現下の医療の窮乏せる事情等より
見て、速急に左の対策を講ずべき
であると信ずるが、政府の所見如
何。

一、課税所得額の決定に當り医療收
入に對する適正な支出を認めるこ
と。

一、社会保険の診療による収入は之
を免税とすること、免税ができな
ければ、特別な措置を講ずること。

内閣参質第二一〇号

昭和二十五年二月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員川上嘉君提出医師所得の
算出方法に関する質問に對し、別紙
答弁書を添付する。

参議院議員川上嘉君提出医師所得
の算出方法に関する質問に對する
答弁書

一 所得金額の算定にあたり、その
収入を得るために要した必要経費
で、所得税法において認められて
いるものは、これを控除すること
は当然である。

二 所得税は、その収入金額から必
要な経費を控除して課税するもの
であるから、収入金額が少額であ
れば、相対的にその負担額も軽い
わけであり、社会保険診療による收
入に對して免税等の特別の措置を
講ずることは現在のところ考えて
いない。

奄美大島学生生徒の日本本土留学
に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十五年二月八日

川上 嘉

参議院議長佐藤尚武殿

奄美大島学生生徒の日本本土留学
に関する質問主意書

奄美大島はポツダム宣言
受諾に伴い終戦直後占領軍の直接統
治下に入り昭和二十一年二月以降日
本本土との政治的、経済的その他あ

らゆる関係は遮断されている。その
為に従来日本本土において勉学を続
けていた数千の学生生徒は学資送金
の道をたたれ、或は年々数千名の
日本本土への進学希望者の望みは全
く失われ学業半ばにしてこれを放棄
せざるを得なくなる者、失意のあま
り放浪の群に投ずる者等続出し、そ
の結果の及ぼす影響は全く暗たんた
るものがある。かかる実情はこれを
一日も見逃すべきでなく、政府は急
速にこれが対策を講ずべきである。

一、奄美大島より日本本土への学資
送金について政府の所見並びにそ
の具体策如何。

二、奄美大島より日本本土への進学
について政府の所見並びにその具
体策如何。

内閣参質第二二〇号
昭和二十五年二月十八日
内閣総理大臣 吉田 茂
参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員川上嘉君提出奄美大島学
生生徒の日本本土留学に関する質問
に對し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員川上嘉君提出の奄美大
島学生生徒の日本本土留学に関す
る質問に對する答弁書

一、奄美大島から日本へ留学してい
る学生のうち、琉球軍当局との契
約により派遣されているものの学
資についてはその必要なものは琉
球軍当局から支給されているので
さほど不自由はないと思われる。
これらの学生以外の者で、日本
に留まり勉学している学生につい
ては、最後の國際關係の為に現在

は直接奄美大島からの学資送金が
困難な事情があるが、近き将来か
かる障害が除かれることを希望す
ると共に、学資困難な学生に對し
ては、日本の他の学生と同様でき
るだけ援助の途を講じたいと思
う。

二、奄美大島からの日本本土への進
学については、連合國軍最高司令
官並びに琉球軍司令官の取計いに
より昭和二十四年度には奄美大島
からの十四名を含め沖縄から約百
名の学生が留学中である。これら
の学生の補導その他生活上の問題
についても連合軍当局の指示の下
にできるだけの世話をしている。
又これらの学生は琉球軍当局の契
約学生として留学しているもので
、学資は全部琉球軍政費から支
出されている。

この方法により沖縄からの留学
生は将来も引きつづき実施され
るものと考えている。

講和に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十五年二月九日

市来 乙彦

参議院議長佐藤尚武殿

講和に関する質問主意書
全面講和は国民の等しく希望する
所なれども或るべく早く機会を望む
とせば國際事情により單獨講和の外
なき実情と承れる。就ては

一、單獨講和の成立後において我
國と此講和に参加せざる戰勝國
との間には猶戰爭狀態の關係を

残すが為め此等の戰勝國が我國
に對し占領軍の進駐を実行する
事も想像し得らるるのである。
二、然りとせば其占領政策として
諸種の指令を強制する事も亦有
り得べしと思考せらる。右一、
二の事項に付政府の所見並びに
対策を文書御答弁により承知し
たい。

内閣参質第二二〇号

昭和二十五年二月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員市来乙彦君提出講和に
関する質問に對する答弁書

單獨講和の成立後において、この
講和條約に参加しない戰勝國とわが
國との間には、依然として戰爭狀態
が存在する。しかしながら、
(一) 戰爭狀態の存続と敵對行動と
は別問題であつて、戰爭狀態が存
続するからといつて、戰勝國はい
つても再び敵對行動を開始する自
由を有するものではない。わが國
が降伏文書に調印し連合國がこれ
を承認して敵對行動の終止が行わ
れてから多大の年月を経過した後
において、またある戰勝國とわが
國との間には講和によつて平常關
係が恢復された後において、他の
戰勝國が理論上の戰爭狀態の存在
を口実として新たに日本の占領を
企図するというようなことは、國
際連合が存在し戰勝國がその加盟

国となつてゐる今日、あり得べからざることであり、仮りにこのやうな企圖を試みようとしても、國際連合及び他の戦勝国はこれを黙視しないであらうと考へられる。

(二) (一)において質問せられたやうな事態は発生し得ないのであるから、占領政策として諸種の指令を強制するといふやうなことはあり得ない。わが国に対して指令を發出し得るのは、連合国最高司令官のみである。

上述のやうな次第で、政府としては、連合国の公正と信義とに信頼して、實際上あり得ないやうな場合に対して対策を講ずる必要を認めていない。

国民金融公庫に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年二月九日
小林 勝馬

参議院議長佐藤尚武殿
国民金融公庫に関する質問主意書

国民金融公庫は、銀行等の金融機関から融資を受けることが困難な一

般大衆のため、その必要な事業資金を供給するものであるに拘らず、現在その貸出高が非常に少く、その結果必要な資金を得られず困窮している者が増大している。政府はこれらの実情及び公庫の融資状況に対し如何に考へてゐるか、左記の点につき詳細に説明を附して答弁を要求する。

記

一、各都道府県別 国民金融公庫の事務所、出張所所在地名
一、各都道府県別 昭和二十四年度生業資金並びに厚生資金の各申込数、貸出回数及び貸出総金額
一、各都道府県別 職災者数及び受入引揚者数
一、各都道府県別 総人口及びこれに対する職災者数及び受入引揚者数の割合
一、全国的及び各都道府県別の昭和二十五年年度資金計画
(附記) 昭和二十四年度は、昭和二十四年末迄にて可

内閣参事第一九号
昭和二十五年二月十八日

内閣総理大臣 吉田 茂
参議院議長佐藤尚武殿
参議院議員小林勝馬君提出国民金融公庫に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小林勝馬君提出国民金融公庫に関する質問に対する答弁書

充分な事業能力を有する国民大衆に対し、その生活の再建のために必要な資金を供給することは、民生の安定と経済の復興とに欠くべからざることであるが、最近の金融情勢においては、一般の金融機関からこの種の資金の供給を受けることは、なかなか困難な状況にあるため、国民金融公庫に対する資金の需要は、極めて多いのである。公庫は、充足以來十二月末までに、生業資金八億円、更生資金三億九千万円の貸付を行い、鋭意その目的の完遂に努力して来たが、更に、昭和二十五年年度においては、国民金融公庫の資本金を更に十二億円増加して三十億円とする外、更生資金についても、五億円を増加するとともに、公庫の機構を充実し、一般大衆に対する事業資金の供給をより円滑に行いたいと考へ

ている。

公庫の業務の状況、昭和二十五年年度における資金計画等は、次のとおりである。

一、国民金融公庫業務所所在地
本 所 東京都台東区東墨門町一八
業務部 東京都中央区新川町一ノ五
札幌支所 札幌市南三條西四丁目一四
仙台支所 仙台市青葉区坂八ノ一
新潟支所 新潟市東中通一番町八六
前橋支所 前橋市堅町一五
浦和支所 浦和市岸町三ノ七六
横浜支所 横浜市中区尾上町五ノ七一
金沢支所 金沢市南町八八
名古屋支所 名古屋市中区門前町三ノ二五
京都支所 京都市下京区七條通猪熊東入西八百屋町一六〇
大阪支所 大阪市東区平野町二ノ二二ノ二

和歌山支所 和歌山市新通七ノ八
神戸支所 神戸市生田区三宮町一ノ三四ノ三
広島支所 広島市安芸町七ノ一
高松支所 高松市外膳屋町五一
小倉支所 小倉市三萩野一〇五
福岡支所 福岡市渡辺通四ノ二
大分支所 大分市大字歌ノ原一八〇ノ一
熊本支所 熊本市横街屋町一〇
(商工会議所内)
鹿児島支所 鹿児島市六日町二〇
備考
1 右の外、駐在所が六ヶ所(秋田、静岡、山口、松山、長崎、宮崎)にある。
2 昭和二十五年年度においては、新たに支所を十ヶ所に増設する予定である。
3 その他代理店とも全国の銀行、無業会社、信用組合合計四二八ヶ所に業務の代理をさせている。

業務所名	生業資金		更生資金	
	申込数 件	貸出回数 件	申込数 件	貸出回数 件
本所	10,000	3,500	5,000	1,500
札幌	1,000	300	500	150
仙台	1,000	300	500	150
新橋	1,000	300	500	150
前橋	1,000	300	500	150
金沢	1,000	300	500	150
名古屋	1,000	300	500	150
京都	1,000	300	500	150
大阪	1,000	300	500	150
神戸	1,000	300	500	150
広島	1,000	300	500	150
高松	1,000	300	500	150
小倉	1,000	300	500	150
福岡	1,000	300	500	150

業務所名	生業資金		更生資金	
	申込数 件	貸出回数 件	申込数 件	貸出回数 件
本所	10,000	3,500	5,000	1,500
札幌	1,000	300	500	150
仙台	1,000	300	500	150
新橋	1,000	300	500	150
前橋	1,000	300	500	150
金沢	1,000	300	500	150
名古屋	1,000	300	500	150
京都	1,000	300	500	150
大阪	1,000	300	500	150
神戸	1,000	300	500	150
広島	1,000	300	500	150
高松	1,000	300	500	150
小倉	1,000	300	500	150
福岡	1,000	300	500	150

岡山	一、六〇〇、二八五	二、五〇〇、三三三	八、六	二、六六八	六、九三三
広島	二、〇〇〇、九三三	三、五〇〇、三三三	一、一五	三、三六六	三、三六六
山口	一、〇〇〇、三三三	一、〇〇〇、三三三	二、三六	二、三六	二、三六
徳島	八、六〇〇、二八五	一、〇〇〇、三三三	一、八八	一、八八	一、八八
香川	一、〇〇〇、三三三	一、〇〇〇、三三三	一、八八	一、八八	一、八八
愛媛	一、〇〇〇、三三三	一、〇〇〇、三三三	一、八八	一、八八	一、八八
高知	一、〇〇〇、三三三	一、〇〇〇、三三三	一、八八	一、八八	一、八八
福岡	一、〇〇〇、三三三	一、〇〇〇、三三三	一、八八	一、八八	一、八八
佐賀	一、〇〇〇、三三三	一、〇〇〇、三三三	一、八八	一、八八	一、八八
長崎	一、〇〇〇、三三三	一、〇〇〇、三三三	一、八八	一、八八	一、八八
熊本	一、〇〇〇、三三三	一、〇〇〇、三三三	一、八八	一、八八	一、八八
大分	一、〇〇〇、三三三	一、〇〇〇、三三三	一、八八	一、八八	一、八八
宮崎	一、〇〇〇、三三三	一、〇〇〇、三三三	一、八八	一、八八	一、八八

鹿兒島	一、七六、三三三	三、三六六	一、七六、三三三	三、三六六
計	八、六〇〇、二八五	一、〇〇〇、三三三	八、六〇〇、二八五	一、〇〇〇、三三三
備考	八、六〇〇、二八五	一、〇〇〇、三三三	八、六〇〇、二八五	一、〇〇〇、三三三
昭和二十五年度の資金計画は左記の通りであるが各都道府県別の貸出計画については予算が決定してから議決の事情を考慮の上決定する予定である。				
普通小口貸付	一、二七一、〇〇〇千円	五、一三三、〇〇〇千円	三、五〇〇、〇〇〇千円	五、八二二、〇〇〇千円
直接貸付	一、二七一、〇〇〇千円	五、一三三、〇〇〇千円	三、五〇〇、〇〇〇千円	五、八二二、〇〇〇千円
代理貸付	一、二七一、〇〇〇千円	五、一三三、〇〇〇千円	三、五〇〇、〇〇〇千円	五、八二二、〇〇〇千円
厚生資金貸付	一、二七一、〇〇〇千円	五、一三三、〇〇〇千円	三、五〇〇、〇〇〇千円	五、八二二、〇〇〇千円
直接貸付	一、二七一、〇〇〇千円	五、一三三、〇〇〇千円	三、五〇〇、〇〇〇千円	五、八二二、〇〇〇千円
代理所貸付	一、二七一、〇〇〇千円	五、一三三、〇〇〇千円	三、五〇〇、〇〇〇千円	五、八二二、〇〇〇千円

鹿兒島 一、七六、三三三 三、三六六 一、七六、三三三 三、三六六

計 八、六〇〇、二八五 一、〇〇〇、三三三 八、六〇〇、二八五 一、〇〇〇、三三三

備考 八、六〇〇、二八五 一、〇〇〇、三三三 八、六〇〇、二八五 一、〇〇〇、三三三

昭和二十五年度の資金計画は左記の通りであるが各都道府県別の貸出計画については予算が決定してから議決の事情を考慮の上決定する予定である。

普通小口貸付 一、二七一、〇〇〇千円 五、一三三、〇〇〇千円 三、五〇〇、〇〇〇千円 五、八二二、〇〇〇千円

直接貸付 一、二七一、〇〇〇千円 五、一三三、〇〇〇千円 三、五〇〇、〇〇〇千円 五、八二二、〇〇〇千円

代理貸付 一、二七一、〇〇〇千円 五、一三三、〇〇〇千円 三、五〇〇、〇〇〇千円 五、八二二、〇〇〇千円

厚生資金貸付 一、二七一、〇〇〇千円 五、一三三、〇〇〇千円 三、五〇〇、〇〇〇千円 五、八二二、〇〇〇千円

直接貸付 一、二七一、〇〇〇千円 五、一三三、〇〇〇千円 三、五〇〇、〇〇〇千円 五、八二二、〇〇〇千円

代理所貸付 一、二七一、〇〇〇千円 五、一三三、〇〇〇千円 三、五〇〇、〇〇〇千円 五、八二二、〇〇〇千円

奄美大島と日本本土との交通、貿易、送金等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年二月八日

川上 嘉

参議院議長佐藤尚武殿

奄美大島と日本本土との交通、貿易、送金等に関する質問主意書

鹿児島県奄美大島はポツダム宣言受諾に伴い終戦後直ぐ領土の直接統治下に入り昭和二十一年二月以降日本本土との政治的、経済的、その他あらゆる関係は遮断されているが、政府は奄美大島と日本本土との交通、貿易、送金、等に関し如何に考えているか、なお、本問題の解決についての具体策如何。

内閣参賀第二五号

昭和二十五年二月二十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員川上嘉君提出奄美大島と

日本本土との交通、貿易、送金等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川上嘉君提出奄美大島と日本本土との交通、貿易、送金等に関する質問に対する答弁書

一、交通

奄美大島への渡航については、昭和二十四年三月十五日以降は、各都道府県を通じて、地方民部を經由総司令部に渡航手続をなし、その許可を受けた者のみが自費で渡航出来るようになっていた。去る一月三十一日より十勝山丸が定期船に指定され二十日間一回程度横濱、神戸から出帆している。又昨年十二月七日往復旅行も近親者訪問等同情すべき理由があれば許可される旨第八軍から発表され、目下相当数の許可申請の手続が行われているが、許可を受けたものはいない。

二、貿易

奄美大島との民間貿易は未だ許

されておらず、貿易は総べて琉球軍政府の代行機関である琉球貿易行を通じて、在東京の琉球軍政府、琉球調達局において決済されている。

去る二月十一日琉球貿易行總裁一行五名が約一カ月にわたり、日用雑貨、自転車等約八億円の買付けのため上京している。

沖縄現地の新聞掲載の大島政庁発表によれば、一九四九年八月より一九五〇年三月までに大島から日本への輸出可能な物資は黒糖、饅頭、油、百合根、枕木、牛、マシガン等である。

三、送金

現在日本から奄美大島へ送金するには、大蔵省令第八十八号（昭和二十年十月十五日公布）により、大蔵大臣の許可を受けねばならない。現在までは北緯三十度以南に勤務する中央氣象台職員との給與に関する実例があるのみである。

奄美大島から日本への送金は不可能である。

奄美大島の通貨はB軍票で、対弗交換率は五十円となつていて、日本円との交換率は未だ決定されていない。

近い将来にこれが決定されると聞いているが、これが実現され且つ雙方の送金が可能となることを希望している。

電力割当制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年二月八日

梅津 錦一

参議院議長佐藤尚武殿

電力割当制に関する質問主意書

一、電気料金制が一大改革を遂げたにもかかわらず、割当方法が昭和二十二年五、六、七月の使用実績を加味することを原則とし、其の後の企業実体に対応していないのは何故か。

二、割当に対して実状を考慮せず、

超過電力を総て火力電力料金に換算したの何故か、更に政府はこれが配分に対して再検討を加える用意ありや否や。

三、昭和二十二年五、六、七月以降特に発展した企業に対して（例えば昭和電工）昭和二十四年度の実績を基準にしたのは何故か。

四、昭和二十二年五、六、七月以降において特に電力量を必要とする企業があるにもかかわらず、追加割当を禁止したのは何故か。

五、電力需要者の超過料金の負担は凡そ平均されているべきであるのに、負担差が甚しいのは何故か、又政府はこれに対し是正の用意ありや否や。

六、現行割当は非常に不均衡不適正と見られる。即ち或る工場は長期引続き相当な未達分を剩し一方他の工場は、毎月繰返し大量の割当不足に苦しんでいる。適正な割当方法を実施する用意ありや否や。

内閣参賀第二六号

昭和二十五年二月二十一日

内閣総理大臣 吉田 茂
参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員梅津錦一君提出電力割当
制に関する質問に対し、別紙答弁書
を添付する。

参議院議員梅津錦一君提出電力割
当制に関する質問に対する答弁書
一、五〇〇キロワット未満の産業用
需用の割当方法については、電気
料金制度が昨年十二月十三日に改
正され第四・四半期の割当を行う
時期と切迫していたため、混乱を
避けるため取敢えず従来の方法を
踏襲したのである。

二、追加使用料金は、物価庁告示第
一〇〇二号により割当電力量に対
する超過使用分について支拂われ
ることになっている。これは水力発
電原価と火力発電原価との間に著
しい差があり、割当電力量以上の
発電は火力により賄わねばならぬ
ので、この火力原価に見合うもの
を火力料金としたものである。割
当電力量については、これが実情
に即応するよう政府は常に研究し
ている処である。

然し年初以来の異常暴水によ
り、二月に限り、必要最少限度の
追加割当を行うこととなつたが、
これは一定の基準で割当を行う結
果止むを得ず生ずる不均衡を是正

するため又は割当当時予測し得な
かつた事情を補整するためのもの
である。

なお業種別使用基準を实体に即
するよう常時検討を加えている。

三、昭和二十二年四、五、六月以降
特に発展した企業で上記月の実績
を加味することが、その実体に合わ
ない企業に対しては、その割当を
合理的ならしめるよう実績を特定
月に変更することができるとため
である。

なお実績を加味するものは五〇
〇キロワット未満の産業用需用で
あり、昭和電工の場合は殆んど五
〇〇キロワット以上の大口工場で
あるから実績を基準とした割当を
行っていない。

四、昭和二十二年四、五、六月以降
特に発展した企業については、追
加割当の方法によらず割当当初に
おいて充分考慮して行へべきであ
り、一定の業種別使用基準により
割当するものに対しては特定月の
実績に変更することとなつてい
る。

五、産業用五〇〇キロワット以上の
需用者に対しては生産計画、生産能
率等政府の産業政策に応じて個別の
割当を行つてゐるので個々の需用者
間の割当量に多少の差もあり従つ
て超過料金の支拂額に差のあるこ
とはやむを得ないところである。

産業用小口電力需用等五〇〇キ
ロワット未満の需用については、
一律基準による割当方法を行つて
いるため、個々の工場の電気使用
原単位及び操業度によつて超過料

金の支拂額に差のあることも止む
を得ない実状である。

六、産業用大口電力需用に対して
は、生産原局において生産計画を
考慮して個別割当を行つてゐるの
で過不足は余り著しくないと考え
る。

産業用の五〇〇キロワット未満
の需用に対しては、業種毎の一定
の基準により割当してゐるので、
操業度の低い工場では当然割当量
に対する未達となるので未達分を
見込んで繰上を策定しこの枠内で
一律の基準による割当を行つてい
る。

なお現実に出る未達量を計画数
値と合致させるため未達量の集計
と検討は常時これを行つてゐる。
なお昭和二十五年以降以降におい
ては、前号の如く需要部門の負担
能力を充分考慮することの是非に
ついて目下検討中である。

米麦超過供出に対する課税並びに
一般徴税に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十五年二月八日
梅津 錦一
参議院議長佐藤尚武殿

米麦超過供出に対する課税並びに
一般徴税に関する質問主意書
一、昭和二十三年年度の米麦の超過供
出分に対して如何なる方法により
課税するか、又その理由如何。

課税するとすればその課税率に
ついて具体的に明示せられたい。
二、昭和二十三年年度超過供出は匿名

によるものであつてその点につき
政府は了承してゐたにも拘らず、
現在国税庁が農業協同組合に対し
資料の提供を強制しているが、そ
の法的根拠を問う。

三、これに対する申告は納税義務者
が自主的にすべきものであるの
にこれを認めずして農業協同組合
に強制提出を要求する理由如何、
これが法的根拠を問う。

四、現今税務官吏が徴税に当り一方
的に査定し応ぜざるものに対して
は更に高率の査定を振りかざして
所得額承認を強要しているが、こ
れに対し政府は如何なる処置をと
るか、なお現在如何なる方法によ
つてこれ等の悪質なる税務官吏の
取締をなしているか、右四項目の
答弁を要求する。

内閣参事第二四号
昭和二十五年二月二十一日
内閣総理大臣 吉田 茂
参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員梅津錦一君提出米麦超過
供出に対する課税並びに一般徴税に
関する質問に対し、別紙答弁書を送
付する。

参議院議員梅津錦一君提出米麦超
過供出に対する課税並びに一般徴
税に関する質問に対する答弁書
一、昭和二十三年年度の米麦の超過供
出奨励金に対する課税上の取扱に
ついては、大蔵省は、広く「農業
所得に対する所得税の突務要領」
を配布し、その内容において、詳
細に示してある趣旨により、地方

の実情に應じ、適正な課税を行つ
ている。

二、食糧管理法施行令第四條による
指定業者は、生産者から供出の委
託を受けた米麦等を政府に売り渡
し、政府の発行する主要食糧買入
代金支拂証券を生産者に交付する
義務があるから、匿名による超過
供出を、指定業者である農業協同
組合が、委託を受けた場合は、前
記の主要食糧買入代金支拂証券を
匿名生産者の代表（農業協同組合
を含む。以下同じ。）に交付し、
匿名生産者の代表は、実際の生産
者に適当な方法により供出代金を
分配することになる。

この主要食糧買入代金支拂証券
は、小切手と同様の性質を持つも
のであるから、指定業者は所得税
法第六十三條第一項第三号に規定
する「物品の給付」をなす者に該當
する。なお指定業者である農業協
同組合が同支拂証券を、生産者の
要求により、預金に振り替へた場
合又は匿名生産者の代表者が、そ
の超過供出代金を実際の生産者に
金銭をもつて分配した場合は、さ
らに同号に規定する「金銭の給付」
をなす者に該當する。

三、正当な自主的な申告は、認めて
いる。各農家の所得金額を調査す
る上において、できる限り適正公
平を期するため、前項で述べた理
由により調査を行つてゐるのであ
つて、農民の所得資料を適切に集める
ことについては、税務官庁と農業協
同組合はできる限り協調して、相
互の摩擦をさけ、円満な調査を突

施するよう努力している。

四 申告所得税については、納税者の適正な自主的申告を期待しているものであるが、実際の収入及び支出を記載している納税義務者が著しく少く現状であるから、多数の納税者又は標準所得者について調査し、各種の調査資料を総合勘案した結果に基いて、一般納税者個人の突情に即した課税を行つていのである。しかし実際の所得がこれと異なるときは再調査の機会があり、再調査の申請があればさらに個別的に突地調査をして事実により課税を行つよう努めてい

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年二月十日 小林 勝馬

参議院議長佐藤尚武殿

通行税に関する質問主意書

政府はシャープ勧告に基き昭和二十五年一般会計歳入予算中には通行税として十億円を計上しているが、之は本年度通行税予算四十三億圓に比し幅の減税であり国民生活の安定に資するところが尠くないと思ふ。併しながら右減税案の内容を検討するに、海運については三等旅客運賃に対しては廃止されるが、一等及び二等旅客運賃に対しては却つて現行税率(百分の五)を四倍に引上げ、之を国鉄の寝台料金、急行料金等所謂特別料金に対する特別税率(百分の二十)と同一にしようとする

模倣であり、斯くては等級の区別なき私鉄、バスとは勿論一等級及び二等設備の僅少な国鉄に比してその全旅客運賃の三分の一を一等及び二等旅客に依存する海運の多重を蒙り、日本海運の復興を往々に遅延させるばかりでなく船主経済を圧迫する結果、今後外人観光客を受入れるべき観光の資費を著しく低下させる恐れがある。よつて政府は深く之を撤廃するか不得已ならば海運の特異性を十分認識して海運のみは本税について特例を設くべきものと思ふが如何。政府の明確な答弁を求む。

内閣参賀二三号

昭和二十五年二月二十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員小林勝馬君提出通行税に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員小林勝馬君提出通行税に関する質問に対する答弁書

今次税制改正の一環として国会に提出した通行税法改正案においては、国民の税負担の軽減合理化に資するため、三等の乗客に対する課税はその消費の性質からみて適當でないから、寝台料金に対するものを除いて今回これを廃止することとし、他方、奢侈的要素の濃い一等級及び二等の乗客にはなお負担力があると考へられるから、その旅客運賃に対する税率を相当程度引き上げることとしてゐる。何れも、シャープ勧告の趣旨をとり入れ、消費の実体を勘案して税体系全体との均衡を考慮して

考えたものである。船舶についても一、二等と三等との間には、この点で陸運におけると同様の差があると考えられるので、財政需要の現状を考へ、この程度の負担は適當である。

〔第十六号参照〕

地方別農業計画に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年二月二十八日

池田 恒雄

参議院議長佐藤尚武殿

地方別農業計画に関する質問主意書

一、昭和二十五年の水稲に関する農業計画並びにその農業計画の地方別対策について政府の方針を明らかにされたい。

二、昭和二十五年の陸稲、雑穀に関する地方別農業計画について政府の方針を明らかにされたい。

三、終戦以来、農林大臣の指定した雑穀並びに知事の指定した雑穀があるが、この間の経緯を明らかにし、次のことがらを説明されたい。

(一) それらの雑穀の地方別発達の消長

(二) それらの雑穀の地方別作付反別、生産数量、生産農家の戸数

(三) それらの雑穀の地方別生産技術と政府の試験研究とその普及

(5) それらの雑穀の地方別供出と保有の状況

三、雑穀の統制に関し、今後政府はいかなる方針をとるかを明らかにされたい。

内閣参賀第一〇号

昭和二十五年二月七日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員池田恒雄君提出地方別農業計画に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員池田恒雄君提出地方別農業計画に関する質問に対する答弁書

一、昭和二十五年水稲に関する農業計画樹立に当つては肥料事情の好転もあり、水稲の生産は大体に於て戦前の水準に復元しているものと考へられるので、全国生産量をほぼ前年生産量と同じ程度にこれを小さくしたが、地方別の最近の生産事情を考慮してこれを決定した。

水稲に於ける地方別対策としては、北海道に於ける温床苗代設置契勵施設、東北、北陸等水稲単作地帯に於ける保温折衷苗代設置契勵施設及び緑肥採種圃設置施設等がその主なるものであるが、これらの地帯にあつては右の諸施設により稲作の安全性が著しく高められるものと期待される。

昭和二十五年地方別水稲生産計画(別表)(印刷省略)

二、陸稲、雑穀の生産量については、畑作物としての諸穀その他の作物との競合をも考慮し、陸稲については県の計画面積をとり、また雑穀については、生産量は戦前に復元しつつあるとはいへその復元率はまだまだ低いし、諸穀の一部転換も考慮せられるから同一層増産の余地が残されているのではないかと考へられるので相当の増産を計画した。

雑穀の生産増強については、特に優良種苗の供給確保が必要と思はれるので、主として玉蜀黍の主要生産地帯に対し優良種苗確保の爲の原種圃の設置を計画中である。

向、米、雑穀についての一般的増産対策としては、肥料、農機具、農業等生産資材の確保、土地改良、栽培技術の指導普及等各方面より総合的に検討の上適切に実施をはかつてゐる。

1 昭和二十五年陸稲地方別生産計画(別表)(印刷省略)

2 昭和二十五年雑穀地方別生産計画(別表)(印刷省略)

三、食糧確保臨時措置法第三條第一項の規定に基き農林大臣の指定する雑穀とは、昭和二十三年九月十五日附農林省告示第一九九号を以て明示した大豆他十五品目(小豆、えんどう、いんげん、そらまめ、ささげ、緑豆、そば、燕豆、ライ麦、粟、ひえ、きび、もちこし、とうもろこし、落花生)であるが、同法第四條第二項の規定に基き右以外の雑穀につき知事がその農業計画を指示することができ

知事が右の指定をなすのは、当該都道府県の食糧の生産需給上特に必要と認められた場合、農林大臣の承認を受けて指定するものである。現在迄全国的に適用の例はない。

1 雑穀(春夏作)生産消長(別表)(印刷省略)

2 昭和二十四年度産雑穀地方別作付反別生産数量(別表)(印刷省略)

3 雑穀の地方別生産技術と政府の試験研究とその普及

(一) 玉蜀黍

雑穀強勢を利用する研究が、農林省長野農事改良試験所、林省札幌試験地及び農林省熊本農事改良試験所阿蘇試験地等で着々と成果をあげ、既に子実生産を目標とする組合せの検定もできてその結果優秀な組合せについてはこれが必要な種子生産の原種並びに採種圃計画に移している。

尚青刈エンシレージ用の雑種組合せの検定は目下続行中である。

(二) 大豆その他豆類

(1) 品種
優良品種の選定は最も重要でこれに集中し育成中であるが、近く農林省石岡農事改良試験所、熊本農事改良試験所阿蘇試験地より優良品種が出る予定である。農林省大館農事改良試験所

からは「農林四号」及び「農林五号」が昭和二十三年に育成され目下普及中である。又農林省佐賀農事改良試験所では夏大豆及び蚕豆、農林省鈴鹿農事改良試験所では落花生の品種改良を開始している。

(2) 害虫防除

B・H・C、D・D・Tの有効なことを検定したので、これを普及に移しつつある。

(3) 根瘤菌

大豆根瘤菌の人工培養並に配布は従来より実施中であるが、更に優良系統菌の発見に努力中である。

4 雑穀の地方別利用状況

国内産雑穀の地方別農家の利用状況を食糧管理台帳に基いて見れば別紙の通りである。尚、管理台帳は市町村長が生産者に指示した割当数量に基いて、記載されたものであるから、実態とは若干の相違があると思料される。府県別数量中、雑穀が飼料に計上されていない県があるが、右は具に於て割当の際、特に飼料として数量を算定指示しなかつたものと考えられる。

5 雑穀の地方別供出と保有の状況

米及び雑穀の供出は無制限に代替が許されているので、農業計画の指示に当つては、夫々の保有並びに、供出数量を総合的に一本で指示することになつてゐるので、農業計画で、米雑穀

の保有供出数量を分割することは困難であるが、生産数量はこれが算出の基礎となる米雑穀別数量が明らかになつてゐるので、この生産数量と買入実績とを対比して保有の状況を推察することはできる。昭和二十三年度についてこの関係を見れば別表(印刷省略)の通りである。

四、雑穀一般に対する統制は、国内食糧の需給状況よりみて今後統制の要があると考えられるが、雑穀の指定品目中には、尚、その統制の方式につき検討すべきものがあるので、鋭意研究中である。

昭和二十五年一月二十八日

池田 恒雄

参議院議長佐藤尚武殿

いも類統制に関する質問主意書
一、昭和二十五年以降におけるさつまいも、じゃがいもの統制に關して政府の方針を明らかにされたか。

二、右の方針に基いて、昭和二十五年のいも類に關する農業計画について、いかなる企画並びに方針をもつてゐるかを説明されたい。

三、今後のいも類に關する需給の展望並びにいも類の利用について説明されたい。

四、今日まで政府がいも類についてとつてきた品種の改良、栽培技術の改善、生産の奨励等の施策を説明されたい。

五、いも類統制の変化のため、種じやがいもの仕末に困つてゐるよう

であるが、その真相並びに対策を明らかにされたい。

六、いも類統制並びにその需要の変化にともなつて、作付転換が云々されてゐるが、これについて

1 政府はいかなる対策をもつてゐるか

2 地方的にどのような動き方をしているか

3 農業経営にいかなる影響を與えるか

等、その展望を詳しく説明されたい。

内閣参事第一号
昭和二十五年二月七日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員池田恒雄君提出いも類統制に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員池田恒雄君提出いも類統制に関する質問に對する答弁書

一、政府は二十五年産いも類については食糧管理特別会計の予算の範囲内で優良品種のものに限り一部政府買入を継続する方針である。その場合の買入予定数量は甘しよ

二億七千万貫以内、馬鈴しよ一億三千万貫以内を予定してゐる。

二、昭和二十五年産のいも類については食糧確保臨時措置法による農業計画の指示は行わず、目下新しい政府買入方式を研究中である。その具体的内容は食糧確保臨時措置法の定める割当手続に準じた手続により農家の政府に対するいも類の売渡希望数量を充分に参酌して各生産者に対し政府買入予約数量を指示し、その範囲内で生産者が政府に對して売渡すときは政府は必ず買入れることとしたと考えてゐる。

三、いも類については、統制が長年行われたためばかりでなく、統制開始當時とは食糧事情、生産事情等が著しく變つてゐること等のため、統制廃止乃至緩和の需給、自由市場における価格等については、適確な予想が相当困難であるが、食糧配給基準、食糧輸入事情その他について現在の見込が今後一応変化がないと仮定して過去の実績と關係需要界、官庁等の意見を参酌すれば概略左の如くであると想定される。

昭和二十五年産有効需要見込(未定稿)			
用途別	価格見込	数量見込	單位千貫
食用(一般消費者)	二〇〇〇円	一七六、六〇九	二〇〇〇円
酒	二〇〇〇円	四七〇、七三五	二六二、二八三
アルコール	二〇〇〇円	二三四、四四〇	九六、〇四〇
穀	二〇〇〇円	七〇、七三三	
粉	二〇〇〇円	一九八、三〇〇	
種子(販)	二〇〇〇円	二、〇〇〇	三〇、八〇〇
他家	二〇〇〇円	八一、三八四	三三、一四〇
計	二〇〇〇円	一四二、五四六	二二、一三〇
その他	二〇〇〇円	一、三七六、七四七	五二六、二〇八

備考

- 一、本表は昭和二十五年産いも類の有効需要見込を左の條件の下に想定したものである。
- (一) いも類については統制がない場合の想定とする。
- (二) 一般配給基準は二合七勺ペースとする。
- (三) 勤労者の給与ベースを現行通りとする。
- (四) 価格は二〇〇円(上位等級)
- 二、政府がいも類の買入及び配給を行う場合は右表より需要が大体に於いて増加すると思われる。
- 三、過去の生産実績

昭和二十三年

一、七二〇、〇〇〇千貫

馬鈴しよ

昭和二十三年

五七二、〇〇〇

昭和二十四年

五七五、〇〇〇

昭和二十五年産いも類についてはいも類の作付転換は、転換対象作物等の関係上、品種の転換は行われるが、生産量は急激な減少がないと思われる。

四、(1) 品種改良

いも類の品種改良について政府としては、昭和十三年以来特に努力を続けてきており現在迄に選抜育成した優良品種は甘しよについて農林一号より同十号までの十種、馬鈴しよについては農林一、二、三号の三種である。

而して今日までのいも類品種改良の基本的目標は端的にいえば生産の見地からは多収性であり消費の見地からは食用工業用の並用種の育成にあつたと云える。然し今後には於ける育成の目標は消費の見地からの考慮を加え食用向と原料向を明確に区分して育成して行くことが市場の要請に於て且つ、生産農家の取引条件を有利ならしめる方途と考へてゐる。

(2) 栽培技術の改善 生産奨励の施策

政府は品種改良と同時に栽培技術の改善についても従来試験研究並に奨励の施設を講じている。即ち従来甘しよについては育苗の改善に重点を置き共同育苗、特設育苗圃を設置し、特に熱帯材料の入手困難な地帯については電熱育苗圃の設置を奨励し今日に至つては飛躍的に育苗技術の改善をみて、育苗困難とされた東北、北陸地方においても昔く甘しよの育苗を見るようになつたことは之を立証しているものといひ得る。また甘しよについては收穫期に於ける労力軽減の必要性が大きいのに鑑み畜力の利用化について試験研究を進めると共に一面甘しよの貯蔵中に於ける腐敗の大なる事実を鑑み従来あぐら貯蔵庫の設置、最近に於いてはキユアリング倉庫の設置

について補助又は融資の方途を講じてきている。

次に馬鈴しよについては優良な種いもの使用が馬鈴しよの生産改善の最も適確な方途であることにより原々種圃、原種圃、採種圃の採種体系を確立し特に原々種圃は政府の直営として無病健全な馬鈴しよ原々種の確保を期し、原種圃についても都道府県に從來より今日まで引続き相当の補助金を交付して採種増殖事業の奨励を行つてきている。

政府買入配給割当(限度) 買入済数量

北海通 四七、九四九 三八、九四四
内地 七、七五二 四、〇三三
計 五五、七〇一 四二、九六七

(イ) 対策

(1) 十二月初旬より本年の食糧事情及び統制緩和の事情から配給辞退の機相が見えたので、政府は十二月十七日附の食糧庁長官通牒により、公団いも類の引継価格を基準として、保管料、運賃、欠減等を加算して、公団の最低販売価格四七〇円四六銭(一〇貫当り)を指値として公団經理に赤字を生じない範圍で、青果市場等に入札販売を実施中である。

(2) 右の要処理数量は主として東京、神奈川、大阪、愛知、北海道、京都、宮城に公団いも類の所有として保管され

尙馬鈴しよによつては最近輪腐病と系新な危険病害の輸入を見たので昨年度来都道府県に相当の補助金を交付して之が防除奨励に努め、早期撲滅を期している。

尙甘しよ、馬鈴しよ共にいも類専門職員を設置せしめ從來臨時生産奨励の任に當らしめつつある。

(イ) 昭和二十四年産馬鈴しよの供出配給計画と最近(一月二十日現在)の配給状況を見ると次のようである。即ち、

配給済数量 未処理数量

三三、一〇一 一〇、八六六

ているが、一月以降の右措置による配給消化の経過と、市場価格の推移を見ると、京浜地区は、近隣の蔬菜出廻事情が予想外に好況を示していることにより荷捌状況は稍々不良であるが、京阪神及び九州地区に於いては、市場価格も有利であり、従つて京浜及び東北地区保管のものを、運送賃を加算しても、相当消化出来る見通しであるので、京阪神及び九州地方の消費事情調査員を派遣中で、判明次第転送売却を行う等措置する予定である。又今後においても種子用需要がなお若干ある見込である。

(3) 右により荷捌の完了する見込のない数量については、発芽及び品傷みの点から遅くも三月末までに配給を完了する必要があるもので、消費地に於ける市場価格の見通しと「にらみ」合せ、公団經理の赤字を可及的にすくなくするよう配給計画並びに公団いも類の販売価格に再検討を行う予定である。

五 (1) 政府はいかなる対策をもつてゐるか。

いも類の生産は農業経営上極めて重要なものであるから統制の緩和乃至撤廃後とも出来る限り之が生産の維持を図るよう措置して行く方針である。而して之がためには次の如き対策を採るより目下準備を進めてゐる。

1 作付品種の転換

いも類は周知の通り品種に依り著しく特性を異にしていて、最近におけるその作付の突収は食用としては不適な品種が所謂供出いもとして多く作付されている現状に鑑み此の際之等食用不適品種の作付を出来る限り食用適品種に転換せしめて行く方針である。

2 いも類の飼料化促進

市場より著しく遠隔の地にある且つまたいも類を原料として使用する工場も近くにないようないも作地帯就中開拓地等について仔畜の導入或はいも類飼料・製造設備の設置等を奨励し飼料としての需要増加を図り併せて農業経営の有意化促進を期して

行く方針である。

3 いも類を原料とする農村工業の振興

いも類を原料とする農村工業の設備並に技術の改善に指導を行い、加工品の品質の向上、生産費の低下を図り原料用としてのいも類の需要増大を期して行く方針である。

4 いも類の生産利用加工等に関する試験研究事業の推進 いも類の生産量の低下、いも類を原料とする加工工業の設備並に技術の改善更に新規用途の開拓等に関する試験研究事業を推進して行く方針である。

以上の如き対策に依りいも類の生産の維持並に需要の確保を図つて行く方針であるがいも類の不適地等にして一部他作物への転換を行う事を得策とする地方の農家に對しては適當な作物の種苗を確保し之が集荷配給に關し政府に於ても斡旋の措置をとつて行く方針である。而して以上の如き諸種の対策に付ては予算的或は資金的措置の裏付を必要とし、所要経費に付ては目下、農林、大蔵兩當局間に於て具體的折衝を進めてゐる次第である。

(2) 地方的な動き

一部主要生産地に付ては、いも作農家に付て直接調査し、また、一般的には都道府県當局より聴取したところに依つても地方に於ける今後のいも作に對する考えも大體政府の方針に合致

してゐる様である。即ち基本的にはいも類の作付維持を図つて行く方針にして、要すれば統制の継続を希望し、統制の緩和乃至撤廃に處しては前記の如き対策に關し政府の積極的措置を要請してゐる。

(3) 農業経営に對する影響

いも類は他の作物に比較し一般的に労働生産性が高いのみならずいも作の所要労力は他作物への耕種労力と時期的に極めて好都合に組合せ得られる経営上の利点を有してゐる、又吸収する肥料成分に付ても他の作物と趣を異にしてゐるため輪作経営の一環にいも類の作付を導入することは地方の維持消耗防止を計る意味に於て極めて好都合である。

いも類の生産は農業経営上右の如き重要な意義を有してゐる為前記の如き対策を講じ之が生産の維持を図るより措置することとが肝要なる次第にして然らざる時は他作物の生産に付ても勞力、地力の面から好ましからざる影響を受けて来るものと見なければならぬ。

〔第十九号参照〕

花き園芸に關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年一月三十日

三好 始

参議院議長佐藤尚武殿

花き園芸に關する質問主意書

花き園芸は文化の進むに伴ひ發展する傾向をもつてゐるが、最近、食糧事情の緩和と、貿易振興に促されて、わが国の花き園芸も漸く回復発展の氣運が見受けられる。殊にわが国集約農業の特殊性から、花き種苗球根類の海外輸出は將來輸出農産物中相當重要な地位を占めるものと考えられる。

このような情況の下に於て、花き園芸の發展に對して、如何なる考慮を拂いつつあるか、左記數点について明らかにせられたい。

一、戦時中遅れた花き園芸の水準を高めるため、海外より新品種純系種等の輸入を計ることが急務と考へるのであるが、これを促進する方針を考へてゐるかどうか。

二、花き園芸の水準を高め、これが保護發展を図るためには、農産種苗法第七條により農林大臣の指定する種苗中に花きを加へるべきであつて、これを欠くことは、育種家に不安を與え、新品種作出に對する刺激を弱めることになる。これはわが国花き園芸の進歩をさまたげ、對外的な發展にも著しい支障を來すことが考へられるので、速かに右の指定をなすべきであると思ふが、その意思があるかどうか承りたい。

三、戦後最近迄の花き種苗類の輸出入情況並に將來に對する見通しについて、種類別に數字を示して説明されたい。

内閣参質第一三三三号

昭和二十五年二月十四日

内閣總理大臣 吉田 茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員三好始君提出花き園芸に關する質問に對し、別紙答弁書を送付した。

参議院議員三好始君提出花き園芸に關する質問に對する答弁書

一、我國の花き園芸は、戦争以來あまりふるわなかつたが、最近の農業事情や、貿易事情から漸次復興を見てゐる。

農林省においては、戦時以來退歩又は絶滅した花きの改良増殖を図るべく、戦後間もなく關係方面にその改良増殖のもととなる花きの原種子の輸入を懇請してゐた。

これに對しては關係方面の好意によつて、既に昭和二十三年十二月米園より一、二年生花き種子等約二〇種、三、三七五ポンドの輸入をみたので、これ等は直ちに花き關係のある農事試験場や種苗生産業者等に配付し、その活用を図つてきた。

而して花き種苗の今後の輸入については自由輸入態勢に加え、更に歐米各地域よりの輸入資金の割当上、次の様に計畫してゐる。

輸入資金計画(昭和二十四年度一―三月)

花き種子類 三、〇〇〇弗
バラ等花き種苗類 五〇〇〇
グラジオラス等球根類 一、二〇〇〇

二、次に花き園芸に關しても農産種苗法の活用を図るべきであることに鑑み、同法による農林大臣の指定種苗中に花き類を加えて、新品種の名稱登録の道を拓くこと、その他について今国会に同法の一部改正法案を提出中である。

三、戦後における花き種苗の輸出入状況は次の通りであつて、特に輸出については米園を主とする海外の需要を考へる時、今後我國の花き種苗は優良種の作出、増殖と生産コストの低下を図ればその將來は相當期待すべきものがあるものと考えらる。

(一) 輸 出

年 次

昭和二十一年

昭和二十二年

昭和二十三年

昭和二十四年

昭和二十五年

花百合根

千球

二二一

四九六

九一三

一、八〇〇

四七四

チューリップ

千球

二二一

四九六

九一三

一、八〇〇

四七四

オールド

一般花き種

子

三、三〇〇

四〇

一五〇

一五〇

一五〇

一五〇

一五〇

一五〇

一五〇

一五〇

一五〇

一五〇

警官のビストル所持に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十五年一月三十一日

小川 友三

参議院議長佐藤尚武殿

警官のビストル所持に関する質問
主意書

警官が全部ビストルを所持してい
ることは、治安の維持のため必要な
ことであるが、しばしば暴発等の不
祥事件を起しているようであるが、
これに對し政府はいかに考へてい
るか、意見を問う。

内閣参贊第一四号

昭和二十五年二月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員小川友三君提出警官のビ
ストル所持に関する質問に對し、別
紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出警官の
ビストル所持に関する質問に對す
る答弁書

警察官のけん銃所持については、そ
の取扱に慎重を期するように常に注
意しているところであるが、取扱不
慣れのため、時に暴発事故等を起し
ていることは遺憾なことである
。今後共一層指導教養を徹底して
事故の未然防止に努めたい。

国立病院の運営状況に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四
條によつて提出する。

昭和二十五年一月三十一日

小川 友三

参議院議長佐藤尚武殿

国立病院の運営状況に関する質問
主意書

国立病院の運営は、好転している
と信ずるが、その運営收支の状況を
詳細に示されたい。なお、今後の運
営方針に對する意見を明らかにせら
れたい。

内閣参贊第一五号

昭和二十五年二月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員小川友三君提出国立病
院の運営状況に関する質問に對し、別
紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出国立病
院の運営状況に関する質問に對す
る答弁書

国立病院の業務は、昨年七月特
別会計実施後も着々と堅実な運営を
図つておりますが、これを收支の面
より見ますと、七月より十二月ま
で六ヶ月間の実績で、収入額は、病
院収入が十二億一千七百五十四万
八千余円、一般会計よりの繰入金四
億二千二百八十九万一千余円併せて
十六億四千四百三十九万九千余円
であり、これに對する支出額は、十
四億百五十七万七千余円であり、す
でに差引二億三千九百二十八万二
千余円を生じたことになり、その
の減少に伴う歳入減を考慮に入れま
しても本会計年度におきます收支
の均衡は、保てるものと考へており

ます。なお今後の運営方針につきま
しては、一層適正な医療を普及する
ため、人的物的に施設の充実整備に
努め、他の医療施設に對しては差当
り治療研究、病理検査等につき、有
機的な連絡を保ち国民の医療に貢献
したいと思つております。

機帆船の燃料に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十五年二月四日

小林 勝馬

参議院議長佐藤尚武殿

機帆船の燃料に関する質問主意書
一、全国機帆船の船主一万四千、船
員七万、その他の木造船船員、燃
料等の関係事業者及びその家族
は、昨年六月以来の航海用燃料の
六割余の大削減により、殆ど、事
業不可能となり、困窮のどん底に
あるが政府は、これに如何なる對
策を講じ、又講じようとしている
か。

このことは一般重要産業並びに
経済九原則遵行上にも悪影響を及
ぼすものと考へるが、政府はこれ
に對し如何なる措置を講ぜんとす
るか。

二、重油類の輸入は大部分が援助資
金から商業資金に切換えられた結
果、政府は一般重要産業の合理化
に必須の重油類の割当統制を至急
廃止すべきではないか、若し廃止
するとすればその時期如何。

右につき書面答弁を求めらる。

内閣参贊第一六号

昭和二十五年二月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員小林勝馬君提出機帆船
の燃料に関する質問に對し、別紙答
弁書を送付する。

参議院議員小林勝馬君提出機帆船
の燃料に関する質問に對する答弁
書

一、政府としても機帆船事業に對す
る燃料油の大幅削減は、日本の産
業経済に重大なる影響を及ぼすこ
とを言ふまでもないので、機会あ
ることに關係方面に對してこれが
増配方の懇請を續けてきたが未だ
その成果の見られないことは誠に
遺憾である。

なお、燃料油削減に伴い、失職
を余儀なくされた船員に對しては
地方所在の十九公共船員職業安定
所をして大型船その他に就職あつ
せんのを保つてきたが、今後、
求人及び求職者がより一層積極的
に公共船員職業安定所を利用する
ように奨励する考へである。

又業者救済の一方法として代用
燃料対策を研究中であつて、早急
その具体化を期している。

二、重油類の早期の統制解除は、政
府としても望むところであるが、輸
入重油のうち商業資金によつて輸
入せられる予定になつていゝるもの
はタラカン重油三、〇〇〇軒のみ
で他は依然對日援助資金によつて
賄なれており目下の情勢では国
内消費の統制解除は困難と考へ
る。

船舶税に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十五年二月四日

小林 勝馬

参議院議長佐藤尚武殿

船舶税に関する質問主意書

今回の地方税法改正要綱によれ
ば、固定資産税の規定に於て、船舶
は一般の償却資産として標準税率百
分の一・七五が賦課されることとな
る。自動車等については、自動車税
の如き特別が設けられて、その税率
も特別考慮されているに拘らず、船
舶に關しては、全然その特殊性が考
慮されず、税額も従来の船舶保有税
に比べその十二倍乃至二十倍とい
う多額となる。斯くては海運は陸運に
對抗し得ないこととなる許りではな
く、企業自体の存立さへ危くされる
惧れがある。政府は海運の特殊性を
十分考慮して、船舶税も自動車税同
様独立税として特別措置を講ずべき
であると思ふが如何。

右質問する。

内閣参贊第一七号

昭和二十五年二月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長佐藤尚武殿

参議院議員小林勝馬君提出船舶税
に関する質問に對し、別紙答弁書を
送付する。

参議院議員小林勝馬君提出船舶税
に関する質問に對する答弁書

今次地方税制の改正に當りましては
従来の税目中不適当なものは極力整

理して税制の簡易化を図ることを主眼としております。

郵船は特定の地方団体の施設との関連性は自動車ほど強くないので、独立税の形において存置せず土地家屋なみに一般の固定資産税の客体として扱うことを適当と思料し今回廃止することとしたのであります。なお、自動車税は固定資産税を課せられる場合よりも軽減しているものではありまないので申し添えます。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

この際、日程第一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案、日程第二、郵便年金法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。郵政委員会理事渡邊甚吉君。

審査報告書

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年二月十七日

郵政委員長 水久保基作

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

奥 主一郎 小川 友三

山田 佐一 千葉 信

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、契約後二年内の日本脳炎による死亡に對し保険金の金額を支拂うと共に、保険金の倍額支拂の條項を昭和二十一年十月一日以降に締結された保険契約にも適用し且つ従来簡易保険郵便年金事業審議会の権限であつた簡易保険に関する事項を郵政審議会に移管しようとするものであつて、適切なものであると認める。

二、事件の利害得失

簡易保険加入者の利益を厚くする利益がある。

三、費用

この法律の施行のために別に費用を要しない。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和二十五年二月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第四章 簡易生命保険郵便年金事業審議会(第六十八條)を(第七十條)を

便年金事業審議会(第六十八條)を(第七十條)を

「第四章 被保険者の保健施設(第六

第五章 積立金の運用(第六十九

第十八條)に改める。

第六條第二項中「簡易生命保険郵便年金事業審議会」を「郵政審議会」に改める。

第三十二條中「伝染病」の下に「若しくは日本脳炎」を加える。

第三十九條中「保険契約の解除の下に(第二十一條第一項の規定による解除を除く。）」を加える。

第四十三條中「第二十一條」を「第二十條」に改める。

第四十四條中「伝染病」の下に「若しくは日本脳炎」を加える。

第四十五條を次のように改める。

第四十五條 削除

第六章を削り、第五章を第四章とし、第六十九條を第六十八條とする。

第六章を第五章とする。

第七十條第一項中「審議会」を「郵政審議会」に改め、同條を第六十九條とする。

附則第三項中「第三十一條から第三十三條まで」を「第三十二條、第三十三條」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、第三十一條の規定は、昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約については、適用しない。

附則

1 この法律は、昭和二十五年三月一日から施行する。

2 昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約については、改正前の第四十五條の規定は、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

審査報告書

郵便年金法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年二月十七日

郵政委員長 水久保基作

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

奥 主一郎 小川 友三

山田 佐一 千葉 信

要領書

一、委員会の決定の理由
最近における経済事情の推移にかんがみ郵便年金を契約し得る最低制限を年額三千円に引き下げようとして併せて従来簡易保険郵便年金事業審議会の権限であつた郵便年金に関する事項を郵政審議会に移管しようとするものであつて、適切なものである。

二、事件の利害得失
一般国民の郵便年金制度利用を容易ならしめる利益がある。

三、費用
この法律の施行のために別に費用を要しない。

郵便年金法の一部を改正する法律案

郵便年金法の一部を改正する法律案

郵便年金法の一部を改正する法律案

郵便年金法の一部を改正する法律案

郵便年金法の一部を改正する法律案

郵便年金法の一部を改正する法律案

郵便年金法の一部を改正する法律案

郵便年金法の一部を改正する法律案

郵便年金法の一部を改正する法律案

郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「簡易生命保険郵便年金事業審議会」を「郵政審議会」に改める。

第十四條第二項中「六千円」を「三千円」に改める。

第四十二條第一項中「簡易生命保険郵便年金事業審議会」を「郵政審議会」に改める。

附則

この法律は、昭和二十五年三月一日から施行する。

「渡辺甚吉君登壇、拍手」

○渡辺甚吉君 只今議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び郵便年金法の一部を改正する法律案の郵政委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、保険金削減期間内に被保険者が日本脳炎によつて死亡いたしました場合に、十種伝染病による死亡と同様、保険金全額を支拂うこととし、又災害死亡保険金倍額拂いの條項を昭和二十一年十月一日以後に締結された契約にも適用すると共に、行政簡素化のため、簡易保険郵便年金事業審議会を郵政審議会に吸収することとし、現行の契約乗換に関する條項を削除しようとするものであります。委員会は法案の内容を精査すると共に、簡易保険事業経営上の重要問題についても審議したのでありますが、以下質疑応答の主要なるものを御報告いたしたいと思います。

先ず災害死亡倍額拂いの條項を昭和

二十一年十月一日以降の契約のみに適用し、それ以前の契約に遡及しないのは不公平ではないかという質問に對しましては、政府より、それ以前の契約は乗換整理の対象たる小額契約であるから遡及適用を避けたというところでありました。又發症に對しても保険金相当額を支拂う意思があるかとの質問に對しましては、経理状態と睨み合せて將來改正したいという答弁がありました。又去る第五国会において両院の決議があつた積立金運用事務の郵政省復元問題に關しましては、その筋との折衝経過について郵政大臣より詳細な説明があり、尙、山田委員よりは、二十五年年度予算上、預金部よりの本積立金に對する利子繰入金の利率四分五厘は低きに過ぎる感があるとの、預金部資金運用利廻の向上策に應じ、年度当初に遡つて繰入利子の引上げをなし得るような弾力性のある協定を、郵政、大蔵兩省において締結せられた旨の希望がありました。かくして討論採決に入りましたところ、全員一致可決すべきものと決定いたしましたのであります。

次に郵便年金法の一部を改正する法律案は、郵便年金を契約し得る最低制限額が現在六千円でありましたのを、経済事情の推移に鑑み、三千円に引下げようとするものであります。本案に對しては格別の質問もなく、討論採決の結果、これ又全員一致可決すべきものと決定いたしましたのであります。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤閭武君) 別に御発言もなければ、これより兩案の採決をいたします。兩案全部を問題に供します。兩

案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤閭武君) 過半数と認めます。よつて兩案は可決せられました。

〔内村清次君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤閭武君) 内村清次君。

○内村清次君 本員はこの際、国鉄仲裁裁定に關する東京地方裁判所の判決に對する政府の処置に關して緊急質問をすることの動議を提出いたします。

○議長(佐藤閭武君) 内村君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤閭武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許可いたします。内村清次君。

〔内村清次君登壇、拍手〕

○内村清次君 私は去る二月二十五日、国鉄裁定に關する東京地方裁判所の判決と、これに對する政府の態度につきまして緊急質問をいたしましたのであります。

本判決は、平和的、合法的運動を原則とする労働組合は勿論、國民ひとしく注目待望して、國際的にも日本の労働運動の前途に一つの道を與えたものであります。權勢に屈せず、極めて明快に公正に正邪を処断いたしましたものであります。司法権の独立尊嚴のために誠に欣快に堪えないところであると申すのであります。

判決は本文において、「仲裁委員会が国鉄と労働組合間の貸金ベース及び年末賞與金の支給に關する紛争について、昭和二十四年十二月二日なした裁定に、国鉄公社は従わなければならない。」「と判決いたしましたのであります。本問題に關しましては、改めて詳しく申述べますまでもなく、昨年十二月二日、公共企業体仲裁委員会で決定いたしました裁定につきまして、政府はその全額支拂を拒否し、十五億五百万円の内拂に止めたのであります。これが、これに對しまして、労働組合を初めといたしまして、世論一般は、これは政府の違法行為であると非難いたしました。参議院は昨年末院議を以てその全額支拂を議決したことは、議員諸氏のはつきりと記憶しておられるところであると思つております。然るに、政府はみずからの違法行為を撤回するために、衆議院に絶対多数の議席を持つておりますのを幸ひといたしまして、残余の額の支拂を拒否せしめて、これを国会の議決がなかつたものと詐稱しておるのであります。即ち二月二十四日、政府に回答せられました衆議院の議長は国会におきましては、国鉄裁定は国会において承認がなかつた点を通告いたしております。これは明らかに衆議院の決定のみを一方的に取上げて、全額を支拂うべしと嚴たる議決を行つたこの参議院の議決を無視したておるのであります。かかる政府の国会無視の非民主的な行為がしばしばとられておるのであります。我々は国会と民主主義を守るために嚴重にこの責任を追及するものであります。

この政府の企圖いたしましたる国会不承認の問題につきましては、この裁判の判決の理由書におきまして、誠に適切に次のごとく申しておるのであります。即ち「裁定は争議権に代る生存権の保障の裁判的制度であり、この裁定の効力の発生を国会の承認にからしむる理由は少しもない。国会は單に財政上の観点から承認可否かをなし得るに過ぎず、裁定自体の当否を決することは許されない」と、はつきりと国会の裁定に對する権限を正しく規定しておるのであります。従つて我々は、裁定に關して国会が取扱うべきところの問題は、この裁定の予算上の財源についてののみその当否を論すべきであることは、はつきりと法律上の解釈を司法上からもこれを裏付けられておることを認めるのであります。而もこの予算上の問題につきましては、判決には次のような理由を述べておるのであります。即ち「又予算上、資金上不可能とは、国鉄内部の資金では賄えないところの資金を意味して、予算の流用、移用又は予備費で賄ひ得る資金はその範囲外である。尤も流用などについては、内閣又は大蔵大臣の合目的性の考慮による自由裁量に任せられると云えるが、本仲裁裁定に基く債務の履行の場合についてまで、これらの自由裁量に属するといつたならば、仲裁制度は無意味となつて、これに代る適切な制度がないにも拘わらず、国鉄職員から争議権、団体交渉権の喪失を奪ふこととなつて、憲法に違反する結果を來たすものである。」「と云つておるのであります。更に又この「決定不承認が法規裁量である以上は、予算の移、流用又は予備費の使用が客観的に見て実質的に可能である限り、予算上、資金上不可能と稱すべきものではなくして、裁定の履行は可能と言え

る。裁判所において裁定に基く債権の給付を命じ得ることは当然である。」「と申しておるのであります。かくのごとく明確に予算上、資金上の流用による全額支拂が判決として下つておりますことは、我々は本院におきまして、この点につきましては強く正しく主張して來たところでありまして、加賀山国鉄公社総裁も、曾ての労働、運輸の合同委員会の席上及びハンス・ストの收拾時におきまして、裁定の実施については「當事者として当然拘束を受けらる。」「又政府に對しては十分責任を以て交拂する、正式の手続をして大蔵大臣に全額支拂のための予算流用の措置を講ずる」と確約しておるのであります。更に大蔵大臣に對しては「二十七年の追加予算の申請も提出いたしておるのであります。然るにここに奇怪なことは、二月二十六日、東京地方裁判所の判決に對しまして、総裁談話として逆に「政府と協議するが、不服として上訴することになるであらう。」「と放言しておるのであります。且つ又増田官房長官は「裁決が政治の分野に入ることとは反對である。」「などという暴言を吐いておられるのであります。政府の非行を反省もせず、ますます法律無視の暴政を行わんとするがごとき言動をなしておるのであります。ここに對して私は事態は誠に緊急なものであると認めまして、次の諸点につきまして、吉田総理並びに關係大臣に質問をいたしたのであります。

第一点は、加賀山総裁の以上ごとき言動は、当然円滑に運用せらるべきところの国鉄の業務に大きな波紋と混乱

を來すものと認め、政府はかかる言動を厳しく戒め、今後同様の言動を繰り返さないことを厳しく要求する。

第二点は、政府はかかる言動を厳しく戒め、今後同様の言動を繰り返さないことを厳しく要求する。

第三点は、政府はかかる言動を厳しく戒め、今後同様の言動を繰り返さないことを厳しく要求する。

を興えるものでありまして、五十万従業員員の勤労意欲を阻害し、国鉄並びに政府への信頼感を全く喪失せしむるところの二言の行爲である。更に又公務法第十七條に規定せられておりますところの、一方的に罷業や怠業を煽動する者はこれを罷免することができるといふ條文は、まさに總裁御自身に適用されるものと認めるものであります。更に又、日本国有鉄道法第二十二條におきまして、「内閣は、總裁に職務上の義務違反その他總裁たるに適しない非行があると認めたる場合には、監理委員会との同意を得て、これを罷免することができ、これを規定されておるのであります。参議院の議決を履行せず、公述人としての証言を履行せず、まさに職務上の義務違反者であります。この總裁の責任は当然即ち国鉄法に該当するものであると思ふのであります。が、總理はこれを罷免する意思があるかどうか、理由を付けて説明して頂きたいと思ふのであります。

第二点に、増田官房長官は、司法が政治上の分野に入るのは不可なりと言つて、理解し得ぬところの暴言を吐いておられるのであります。然らばお聞きしたいのであります。昨年末、衆議院が仲裁裁定そのものの否認等の行爲をとつて行政並びに仲裁の裁判的制度に容赦なく侵入いたしましたときに、政府みずからこれをを行わしめて、且つ又、これを唯一の理由として裁定を拒否する等の暴政をとられておるのであります。これは労働運動の最終的裁判制度を侵害し、冒瀆するものと言わざるを得ないのであります。更に又、みずから反省もせず、異なつた

他の意思を飽くまでも非難難服せしめようとする官房長官及び内閣の性格は、明らかに反動であり、ファッショ内閣であると申すことは又当然と言わなければならぬと思ふのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)かくのごとき法律の嚴守につきましては、立法院たる参議院が院議を以て決定し、これまで司法権の独立と法の尊嚴という点につきまして東京地方裁判所が確乎たる判決を下したる以上は、政府はこれに對して如何なる処置をとらんとするのであるか。更に上訴する意思があるかどうか。司法権が政治に侵害しておるといふその根拠をお伺いしたいのであります。又總理を初め閣僚各大臣は、かかる裁判所の判決に對しまして、今日まで法に違反し、又立法院に責任を転嫁するがごとき言動を常にしておられる、その責任は如何にしてとうとうとするのであるか、辭任をして不明を國民の前に陳謝すべきであると思ふが、この点に對する御答弁を要求するものであります。

第三点といたしましては、かくのごとく明確に全額支拂の判決が下されて、たとえ国会が不承認を議決しても、本裁定の性質、内容から見て、後日支出が可能となつたときに履行せられても、その目的即ち全額支拂を意味しておられますが、これを達し得る裁定であるならば有効に存続し得ると明確に判決を下しておるのであります。政府は後日予算流用の許可をなさるべきは当然のことと思はれるのであります。が、政府はこの点、実行を確言するかどうかにつきまして、これは大蔵大臣に御答弁を要求するものであります。

私は最後に政府に警告して置きたいことは、この判決に對し政府及び公社が不明の点を反省せず、参議院や司法機關で當然と認めていたところの法律が守られないといふならば、今回の賃金ベース改訂問題と相対して事態は不測の方向に發展すると考えられるのであります。即ち判決の理由書におきまして、裁定は爭議権に代る生存権の保障の裁判的制度であると明言せられて、若し政府が国鉄従業員最後の権利まで蹂躪することがあるといふ事態とならば、公社職員も又正当防衛権を以てこれに對抗するものであります。すでに国会共闘委員会に集まりました民主的労働組合員はそのような態度をとらざるを得ないという態勢にまで来ておることも御承知の通りであります。五、一かかる不測の事態を生じた場合、我々は、今まで最後の生存権をすら蹂躪して、法律を無視し、人事院の勧告をも拒絶するがごとき政府の暴政に、その挑発の責任ありと申さざるを得ないと思ふのであります。かかる事態が生じた場合、政府はその責任を如何にしてとうとうとするのであるか、極めて重大なことでありますから、慎重にして且つ明快に總理及び関係大臣の答弁を要求するものでございませう。(拍手)

○國務大臣増田甲子七君登壇
内村君の御質疑にお答え申し上げます。
先ず第一に、我々は今回国鉄関係の裁定についてなされた仮処分判決については、法理上の解釈から見まして不服不満の観念を持つております。で

でございますから、内村君も御質疑されましたが、早速上訴をいたしたい、こゝ思つております。
それから内村君は判決の内容を指摘されて種々論議されましたから、そのうち一部政府に對する質疑の点について私も御答弁申し上げます。
先ず第一に、判決は、国会は裁定の内容の妥當か不安當かについて審議する権能がないのであるという判決の文章があるというのを言われましたが、私はこの点については判決と根本的に觀念の違つた見解を持つておるのでございます。国会は国権の最高機關である、あらゆる事項について私は審議することができ、こゝ確信しておるのであります。(ノー)と云ふ者あり)而して裁定が妥當か不安當であるかを認定しなかつたならば、あの第十六條第二項のいわゆる承認を與えるか否かはできないのでございませう。従ひまして、判決の文章と違ひまして、国会は裁定の内容の妥當、不安當、合法、非合法、あらゆる点において審議できる、又すべきであると、こゝ考へておるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)

それから、その次に第十六條第一項というものは法規裁量か自由裁量か、我々は自由裁量と考えております。この点は恐らく争ひの点になるでございませう。従つて我々は上訴をいたすつもりでございませう。即ち法規裁量といたしますと、予算上不可能とかいふような問題も起きないのでございませう。第十六條第一項が死んでしまふ。結局我々は判決と同様に、國民諸君殊に労働者諸君の生存権は、健康にして

文化的な生存をなすということについての権利は、最も尊重しなければならぬと思つております。併しながら今日の憲法の條章がございまして、これらの諸權利、基本的人權は、公共の福祉の範圍内において認められる、これ又憲法に明定してあるのでございまして、予算上不可能であつても裁定の内容を實施しなくてはならぬということになりますと、結局、今政治上の一番大きい問題である税金の問題或いは運賃の問題というよりなものが又々深刻化する。即ち税金は減税するを得ざるのみならず、御承知のごとく、内村君は最もよく運輸関係について御経験がありますから御存じのごとく、一般會計から三十億を廻しまして漸く三月末プラス・マイナス零というところになるところでございましてたけれども、今回十五億五百万円の流用をいたしましたために、三月末には一般會計即ち税金から三十億の流用がありまして、尚且つ八億ぐらゐの赤字になると言つて敷いておる状況でございまして、従ひまして、税金に基礎を持つておるところの一般會計から、より多くの繰入がなされなければならず、又運賃等も値上げをしなくてはならない。即ち公共の福祉というよりな條件に触れて来るのであります。でありますから、労働者諸君の團結権なり或いは罷業権その他の權利、又一般國民の享受せられるべき生存権等も、公共の福祉というよりな範圍を明定いたしました国家公務員法或いは公共企業体労働関係法というよりなものの制約を受けておるのであります。即ち予算上無理な、不当な支出はしないでも

よろしい、予算上可能な範囲において、できるだけ生存権を尊重し、又労働者諸君の労働権を尊重しようというのが、第十六條第一項の精神であり、又これについての認定をし、審議をされるのが、第十六條第二項による国会の機能である。我々は確信しておる次第でございます。(拍手、「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤寅次郎) 今暫らくお待ちを願います。運輸大臣は出席を約されておりますから……(総理はどうした)と呼ぶ者あり。総理大臣並びに大蔵大臣の答弁は他日に留保されております。

〔内村清次君〕大蔵大臣は院内にいるのじやないですか」と述べ、○議長(佐藤寅次郎) 大蔵大臣は衆議院の予算委員会でもうしても手が外せないということを今断つて参りました。

〔本会議の方が大切だよ〕と呼ぶ者あり、門屋盛一君「小委員会の申合せの違反になる。総理の出席ができない」ということは承認しているが、大蔵大臣は出席することになつてゐる、あなたの方で勝手に留保すると言つても、出席を約されている、又予算委員会と参議院の本会議と、委員会のウエイトについては、一つのルールが決まつてゐるわけだ」と述べ、

○国務大臣(大蔵省三君登壇、拍手) 君の御質問に對しましてお答えいたします。

一昨日土曜日に国鉄裁定に對しまして仮処分の判決が下りましたが、政府

といたしましては、何分一昨日の今日で、詳細な態度を決めておりません。尚、加賀山総裁の態度につきまして、不都合ではないかという御質問であつたのでありますが、政府は加賀山君の言動に對して何ら不都合の点を認めないのであります。(笑聲、拍手)

〔委員会と本会議を混同しては困る〕そんなことをやると議長振動演説をやるぞ。法務総裁「議長しつかりしろ」休憩」と呼ぶ者あり。○議長(佐藤寅次郎) 先程の私の発言を訂正いたします。大蔵大臣の出席を待つこととなりました。

〔「当り前だ」休憩〕黙つて待つてゐる、難儀したいだ」と呼ぶ者あり。〔栗山良夫君〕議長、発言を求めます。と述べ、

〔大臣が来るまで待つのは悪例になる、休憩して小委員会を開け〕と呼ぶ者あり。○議長(佐藤寅次郎) 議事の都合によりまして暫時休憩いたします。

午後三時五十分開議 ○議長(佐藤寅次郎) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。先程の内村清次君の緊急質問に對する答弁のため、大蔵大臣から発言を求められております。この際許可いたします。池田大蔵大臣。

〔国務大臣(池田勇人君登壇、拍手) 本議場におきまして、内村清次議員より、国鉄の問題に關し、先般東京地方

裁判所において判決のありましたあの判決に從つて、政府は予算の流用につき許可を與へるべきではないかという御質問があつたのであります。私は本問題に關しましては、從來本国会におきまして自分の意見を申述べておられます通りに、予算の流用を許可する考えは持つておりません。(拍手)

〔内村清次君発言の許可を求む〕 ○議長(佐藤寅次郎) 内村君の再質問を許可いたします。内村清次君。

〔内村清次君登壇、拍手) 内村清次君 国鉄裁定問題につきましては、の東京地方裁判所の判決の誠に我が国の合法的な労働運動に及ぼす影響の重大性に鑑みまして、政府の責任者である吉田総理及び関係大臣に質問したのであります。吉田総理の出席を見ず、又先程の答弁の中におきまして、増田官房長官は、みずからのこの違法行為を反省せずして、上訴すると明言されておるのであります。この増田官房長官は、内閣の如何なる資格として、いわゆる内閣の代表者として発言せられたのであるか。この点が私達はまだ納得行かないところでありまして、いわゆる公労法によりまして、今回の裁定問題がいわゆる法律上の最終裁定であるという点も今回の判決においても明らかであります。又この公共企業体になりましたのが一昨年の六月であります。その直接の監督者は、これは運用上は総裁でありまして、監督は運輸大臣である。その運輸大臣が、先程の答弁によりまして、一昨日、土曜日に国鉄裁定に對して仮処分の判決が下されましたが、政府といたしましては何分一昨日のことで詳

細な態度を決めておりません、こういうような発言をしておる。こういうような直接監督者が何ら態度を決めておらないというのに、この増田官房長官は如何なる資格で上訴するといふような、こういうような点を発言されておるのであるか。この点が私達はまだどうも納得行かない点でございます。

それと、もう一つは加賀山総裁に對しまして、私はこの際、いわゆる国鉄法第二十二條によつて、本院のこの嚴肅なる議決に對するところの忠実なる履行者じやない、こういう観点から、十二條に照らして、これを罷免すべきであるといふことを提言いたしてありますが、これに對しましての運輸大臣の答弁も又要を得ておりません。而も又只今大蔵大臣がいわゆる今回の判定に對しましての答弁をいたしました。

何ら予算流用、全額支拂に對しても、これは前回の国会で答えた通りに、考えておられないといふような発言をいたしておられます。この判決の内容の中に次のようなことが示されているのであります。『日本国有鉄道法の第三十六條、財政法の第三十三條第二項、予算決算及び会計令の第十七條によつて、大蔵大臣の承認がなければ予算の經費の全額を流用し得ないが、その流用によつて裁定の履行が可能となる』

きには、大蔵大臣は公共企業体労働関係法第一條第二項にいうところの、この法律で定める手続に關與する関係者の一人としてその流用を承認する義務を負い、その資金の支出は予算上可能である。』かように判定せられてゐるのであります。然らばこの公共企業体労働関係法第一條第二項にどういふこ

とが謳われているかと申しますと、いわゆるこの「手続に關與する関係者は、経済的紛争をできるだけ防止し、且つ、主張の不一致を友好的に調整するため、最大限の努力を盡さなければならぬ。』という規定を以ちまして、そうして、この公共企業体従業員の罷免権を剝奪したてゐるのであります。こういう重要な問題につきまして、今尚、予算の流用もしない、而も又公共企業体が独立採算制を以ちまして、そうして財政経済をこの線に沿つて運用して行こうといふような点に對して、これを剝奪する、これを阻害するやうなことを今尚考えておられることは、全くこれは日本の労働組合の運動を本當に非合法に外す張本人である。私は考えていいと存じます。(その通り)と呼ぶ者あり。

第二の点は、曾て政府職員、即ち行政機關の職員定員法の際におきまして、あのような国鉄におきましては九万五千といふやうな首切りをやつてゐることは御承知の通りであります。そのときには私もこの席において質問いたしましたように、退職手当金はこれは政令で、即ち一方的に決めております。當然これはあゝいふやうな首切りをやるといふいたしましたならば、その法律の中に退職後の生計を考へて、規定に従つて支出すべきでありますけれども、それが、そういうやうなことは政令で決めておられたやうであります。が、赤字である、赤字であると言つておる、この公共企業体の経理内容から五十四億といふ金を以て退職者に對する退職金

とが謳われているかと申しますと、いわゆるこの「手続に關與する関係者は、経済的紛争をできるだけ防止し、且つ、主張の不一致を友好的に調整するため、最大限の努力を盡さなければならぬ。』という規定を以ちまして、そうして、この公共企業体従業員の罷免権を剝奪したてゐるのであります。こういう重要な問題につきまして、今尚、予算の流用もしない、而も又公共企業体が独立採算制を以ちまして、そうして財政経済をこの線に沿つて運用して行こうといふような点に對して、これを剝奪する、これを阻害するやうなことを今尚考えておられることは、全くこれは日本の労働組合の運動を本當に非合法に外す張本人である。私は考えていいと存じます。(その通り)と呼ぶ者あり。

をやつておる。五十四億の金を流用してゐる。どういふ費目流用をしてゐるか分りませんが、この点につきましては私は運輸委員会で運輸大臣に答弁を求めましたときに、これは、五十四億は確かに流用をしてゐるということも発言いたしております。こういうようなことをしながら、今回いわゆる仲裁裁定という、あの公労法の平和的な解決の法律案に従つて、専門の方々が四ヶ月も費し、同時に又その関係労組の方々が今まで忍ぶべからざるを忍んで、そして平和的解決を求めておるに拘わらず、一方には、自分の都合のよい問題につきましては、これは国民の知らないうちに予算流用をやつてゐる。そして、こういうような恐らく又更に正当防衛的なことが発生することもあるような、こういう事態に對しては、今尙その言葉を堅持しておるといふことが、誠に大蔵大臣といつたしまして不見識極まる問題であると思ひますが、これに對しまして大蔵大臣は、この法規上からしてなぜ流用ができないのであるか、同時に又加賀山総裁が二十七億の予算追加を、これを法律に従つて申請したときに、なぜこれに對してその流用を許可しなかつたのか、この点を明らかにして頂きたいと私はかように考へまして、再質問をいたした次第であります。(拍手)

○國務大臣池田勇人君登壇

○國務大臣(池田勇人君) 再質問のうちに私に關する点につきましてお答えを申し上げます。

「先ず第一は、私は今回の東京地方裁判所のあの判決には承服し難いのである

ります。従いまして適當な措置を今後とることを閣員といたしましてここに申し上げて置きます。尙、公共企業体労働関係法第十六條によりまして、私はあの裁定は政府を拘束するものでないといふ考への下に、今までの措置をとつておるのであります。而して退職のときに數十億を出したではないか、こういうお話であります。勿論行政整理のためにできるだけ退職金を出してゐるものであります。而してその後におきましても仲裁裁定の趣旨を尊重いたしまして、十五億五百万円を出してゐることは御承知の通りであります。

次に加賀山総裁が今後予算の流用を申請したならばどうするかという御質問であります。私は只今のところ予算の流用を許可する考へは持つておりません。先程の答へと同様でございます。(拍手)

○議長(佐藤武君) 本日の議事日程はこれにて終了いたしました。

次会は明日午前十時より開會いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散會いたします。

午後四時九分散會

○本日の會議に付した事件

一、日程第一 簡易生命保險法の一部を改正する法律案

一、日程第二 郵便年金法の一部を改正する法律案

一、國鉄仲裁裁定に關する東京地方裁判所の判決に對する政府の処置に關する緊急質問

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尙武君
副議長 松嶋 喜作君

議員
赤木 正雄君 飯田精太郎君
江熊 哲翁君 大山 安君
岡部 常君 岡本 愛祐君
河井 彌八君 木下 辰雄君
九鬼紋十郎君 楠見 義男君
來馬 琢道君 西郷吉之助君
島村 軍次君 宿谷 榮一君
新谷實三郎君 伊達源一郎君
田中耕太郎君 田村 文吉君
寺尾 博君 藤井 丙午君
藤野 繁雄君 帆足 計君
町村 敬貴君 矢野 西雄君
山本 勇造君 結城 安次君
渡邊 甚吉君 濱田 寅藏君
小川 友三君 伊藤 保平君
市來 乙彦君 井上なつあ君
宇都宮 登君 小野 哲君
加賀 操君 鎌田 逸郎君
小杉 伊子君 小宮山常吉君
中山 壽彦君 鈴木 直人君
竹下 豐次君 川村 松助君
小林 英三君 野田 俊作君
早川 慎一君 久松 定武君
玉置 喜章君 一松 政二君
三島 通陽君 村上 義一君
田口政五郎君 小野 光洋君
國 伊能君 横尾 龍君
西川 昌夫君 城 義臣君
岡崎 眞一君 西川 甚五郎君
大島 定吉君 黒田 英雄君
平沼彌太郎君 石原幹市郎君
松野 喜内君 黒川 武雄君
深川タメ君 伊東 隆治君
小林 勝馬君 鬼丸 義賢君
藤井 新一君 深水 六郎君

平岡 市三君 藤森 眞治君
中川 幸平君 左藤 義詮君
橋本萬右衛門君 中井 光次君
廣瀬與兵衛君 小串 清一君
大隅 憲二君 林屋龜次郎君
門屋 盛一君 大隈 信幸君
油井賢太郎君 深川榮左門君
仲子 隆君 齋 武雄君
塚本 重藏君 岩木 哲夫君
岩崎正三郎君 石川 準吉君
鈴木 順一君 天田 勝正君
吉川末次郎君 羽生 三七君
田中 信儀君 稻垣平太郎君
尾形六郎兵衛君 内村 清次君
栗山 良夫君 松下松治郎君
下條 恭兵君 河野 正夫君
和田 博雄君 岩間 正男君
兼岩 傳一君 鈴木 清一君
水橋 藤作君 千葉 信君
木村禮八郎君 カニエ邦彦君
小泉 秀吉君 藤田 芳雄君
羽仁 五郎君 森下 政一君
中平常太郎君 丹羽 五郎君
川上 嘉君 佐々木良作君
中村 正雄君 原 虎一君
若木 勝藏君 米倉 龍也君
三木、治朗君 木下 源吾君
駒井 藤平君 岩男 仁藏君
鈴木 憲一君
國務大臣
法務總裁 殖田 俊吉君
大蔵大臣 池田 勇人君
運輸大臣 大屋 晋三君
國務大臣 増田甲子七君
政府委員
大蔵事務官(大臣官房長) 森永貞一郎君
運輸事務官(鐵道監督局長) 足羽 則之君

運輸事務官(鐵道監督局長) 石井 昭正君
郵政事務官 坪川 信三君
郵政事務官(簡易保險局長) 金丸 徳重君

〔參照〕

二月二十二日議長において、左の通り議席を変更した。

一五六 小林 勝馬君
一五一 大隈 信幸君
一五二 油井賢太郎君
一五三 深川榮左門君
一八八 鈴木 順一君

〔第十七号參照〕

審査報告書
臨時通貨法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添へて、報告する。

昭和二十五年二月八日

大蔵委員長 黒田 英雄

代理理事

參議院議長佐藤尙武殿

多数意見者署名

玉置 喜章 伊藤 保平
板野 勝次 小宮山常吉
九鬼紋十郎 小林米三郎
川上 嘉 米倉 龍也
西川 甚五郎 高橋龍太郎

要領書

一、委員會の決定の理由
通貨を順次整備するため、新たに十回の臨時補助貨幣を発行しようとするものであつて、適當な措置と認める。

二、事件の利害得失

この法律の施行によつて、経済取引の円滑を期し得る利益がある。

三、費用

昭和二十五年六億枚の製造費として約六億五千万円を必要とする。

定価 一部 六円五十銭

送料 実費

発行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇〇 官報課